

富士川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

富士川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則(令和2年富士川町規則第12号)の一部を次のように改める。

第14条第3項中「別表4の第4号及び第5号」を「別表第3の第7号、第13号及び第14号並びに別表第4の第2号及び第3号」に改め、「又は1時間」の次に「(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1時間。ただし、当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)」を加える。

第17条中「別表第4の第1号及び第2号」を「別表第3の第11号及び第12号」に改める。

別表第3中第12号を第17号とし、第11号を第16号とし、第10号を第15号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の4号を加える。

(11) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(12) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(13) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の

	定める時間)の範囲内の期間
(14) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第8条の2第1項に規定する子を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間

別表第3中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間
--	--

別表第4第1号及び第2号を削り、同表第3号中「(条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同表第1号とし、同表第4号中「(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)」を削り、同号を同表第2号とし、同表中第5号を第3号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

富士川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>3 会計年度任用職員に別表第3の第7号、第13号及び第14号並びに別表第4の第2号及び第3号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1時間。ただし、当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>3 会計年度任用職員に別表4の第4号及び第5号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。</p>



<p>(11) <u>6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</u></p>	<p><u>出産の日までの申し出た期間</u></p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>	
<p>(12) <u>女性の会計年度任用職員が出産した場合</u></p>	<p><u>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</u></p>		<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	







<u>らの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</u>	
(15)～(17) 略	

_____	
_____	
_____	
(10)～(12) 略	

別表第4(第14条関係)

事由	期間
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
(1) 生後1年に達しない子 _____ _____を育てる	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計

別表第4(第14条関係)

事由	期間
(1) <u>6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</u>	<u>出産の日までの申し出た期間</u>
(2) <u>女性の会計年度任用職員が出産した場合</u>	<u>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)</u>
(3) <u>生後1年に達しない子(条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。)</u> を育てる	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計

<p>会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限</p>	<p>会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限</p>
---	---	---	---

	<p>る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>		<p>る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであ</p>	<p>一の年度 _____ _____ において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町</p>	<p>(4) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであ</p>	<p>一の年度 <u>(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)</u> において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町</p>

<p>て、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話を行うことをいう。)のために勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>長の定める時間)の範囲内の期間</p>	<p>て、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話を行うことをいう。)のために勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p><u>(3)</u>～<u>(8)</u> 略</p>		<p><u>(5)</u>～<u>(10)</u> 略</p>	